

令和6年度 第2回 松本市健康づくり推進協議会 議事録概要

開催日時 令和7年3月19日（水） 13時30分から15時

開催場所 Mウイング4-4会議室

出席委員（敬称略）伊澤 淳（信州大学）

廣田 直子（松本大学）

小林 正典（松本市医師会）

大久保 達人（松本市歯科医師会）

岩間 英明（松本大学）

飯澤 裕美（長野県栄養士会中信支部）

赤羽 みち子（松本市食生活改善推進協議会）

欠席委員（敬称略）本保 武俊（松本薬剤師会）

高山 明美（松本市校長会保健教育研究会養護教諭部会）

事務局

健康づくり課職員

- 1 開会 （健康づくり課 神田 浩 課長）
- 2 あいさつ（信州大学医学部保健学科 伊澤 淳 学科長）
（松本市保健所 小松 仁 所長）

- 3 協議事項 「たばこ対策について」

事務局説明（資料P8）

妊娠期、乳幼児期の両親の喫煙率が微増。（特に母親の喫煙率）

松本市国保加入者の喫煙率は健康日本21の目標値12%は達成していますが、松本市としては微増。令和6年度速報値ですが、11%台から12%に上がっています。喫煙率の低下を目指して禁煙に導く体制づくりが必要です。

禁煙補助剤の出荷停止に伴う支援方法の変化もあり、最新の禁煙指導の情報を把握し、保健師間で共有することが必要。

令和7年度の取組みについて、乳幼児期のからの受動喫煙対策の推進として、母親の喫煙率が微増しているため、1歳半健診での保健指導の充実を考えています。

禁煙を導く体制づくりとして、禁煙への意識づけのところから、禁煙に導くための最新の禁煙指導などの研修をして対策について検討します。

また、受動喫煙防止の街づくりという大きな視点での検討が必要と考え、今年度視察をしていますので、この後報告させていただきます。

視察報告（事務局より報告）

松本市は、平成25年12月に松本駅お城口広場の受動喫煙防止のモデル区域として、「さわやか空気思いやりエリア」を設定。条例による路上喫煙の禁止区域ではなく、JR、周辺の町会、商店街の皆さんとともに協議して、罰則のない啓発エリアとして定めました。しかしこのエリア設定後も、駅周辺の路上には灰皿が設置されており、問題となっていました。

その後、東京オリンピック開催に合わせ、国が受動喫煙防止対策を強化したことに伴い、松本市の受動喫煙対策を見直し。平成31年3月に「松本市受動喫煙防止に関する条例」を制定。市民アンケートを実施し、まず受動喫煙防止区域の設定については7割以上の方が賛成、公共喫煙所の設置についても約6割の方が賛成という状況でした。

さらに令和元年5月、お城口広場周辺と大名町通りを受動喫煙防止区域に指定する検討を開始。10月に松本駅お城口広場周辺区域を受動喫煙防止区域に指定し、同時に駅のロータリーの部分に、コンテナ型の指定喫煙所を開所しました。

令和4年4月に、松本城の公園および旧開智学校周辺区域を受動喫煙防止区域に指定し、松本城公園の北西側にパーテーション型の指定喫煙所を開所しています。

今回の視察の目的を、喫煙対策等について各自治体の先進的専門的な取り組み等を実際に学び、今後の松本市における受動喫煙防止対策、特に受動喫煙防止区域の拡大と指定喫煙所等に活かすためとし、鎌倉市、藤沢市、江戸川区の視察を行いました。

視察地の選定理由

鎌倉市は、「鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例」を設定しているため。

藤沢市は観光地が多くあり、松本市と同様観光客の方が多く、市内全駅周辺を路上喫煙防止区域に指定をしているため。

江戸川区は松本市と同様に、受動喫煙防止の重点区域というような形で指定をしているため。

鎌倉市は、路上喫煙を防止することによって、路上喫煙による市民等の身体および財産への被害を防止することを目的に制定をしており、担当は環境部環境保全課になっています。

藤沢市は、条例が「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」ということで鎌倉市と同様に、ポイ捨て、路上喫煙の防止によって市民の身体および財産へ

の被害を守りましょうという条例になっています。

江戸川区は、条例が「江戸川区歩行喫煙およびポイ捨ての防止等に関する条例」になっています。元々、歩行喫煙だと吸殻空き缶等のポイ捨ての防止を目的に設定をしていたが、健康増進法の改正に伴い、受動喫煙防止についても重点的に取り組むということで、防止重点区域を指定したという経過があります。

全ての自治体で環境部が担当していました。そのうち一部を健康づくり部門が担当しているというようなところもありましたが、全て視察は環境部で受けていただきました。

視察に伴い、いくつかの質問に対していただいた回答の報告です。

まず現在までの禁煙区域の指定状況と理由等について質問しました。

鎌倉市ですが、特に人通りの多い鎌倉駅、大船駅周辺を路上喫煙防止区域に指定しています。火傷などタバコの火による危険や吸い殻の散乱防止のために指定しているということでした。

藤沢市は、市内の3路線鉄道駅周辺を路上喫煙防止区域に指定しています。

人の往来が多く、歩きタバコのすれ違い時における火傷や衣類の焼け焦げ等の危険があること、さらに吸い殻のポイ捨てにより、街の美観を損ねることが危惧されるため、未然に防ぐために指定しているということです。

江戸川区は、区内の駅周辺を指定しています。健康増進法の改正に伴い、受動喫煙対策強化していく必要があるということで、特に多くの人が利用し、他人のたばこの煙を避けることが困難な主要駅周辺を受動喫煙防止重点区域に指定しているそうです。

そして、喫煙所を設置することによって吸う人も吸わない人も共存できる環境を整備しているとの説明がございました。

区域指定に伴う庁内調整

鎌倉市は、健康づくり担当との連携はないということです。吸える場所を作ることで、ポイ捨てや受動喫煙の減少を目指しているとのこと。啓発看板等の設置の際には、関係課と調整するそうです。

藤沢市は、受動喫煙対策との棲み分けと議会の対応については調整があるということで、特に民地の喫煙所での喫煙については、健康づくり課で対応しているということです。

江戸川区は、屋内は健康づくり課が担当、屋外は環境課が担当ということです。

松本市は現状、区域や指定喫煙所の管理も健康づくり課が担当しております。

過料（罰則）等について

過料は、鎌倉市は、指定区域の路上で喫煙していた場合は2千円徴収をするという条例を定めています。ただ現状、徴収の実績はないということですの
で、徴収の前に指導をしていくということでした。

藤沢市は罰則2万円です。こちらについても徴収の実績はないということです。理由としましては、モラルに頼るのみでは条例の実効性が保てないことを想定して規定を設けたということです。

江戸川区は過料はありません。また、医師会からは、喫煙所を設置したことによる効果を検証してほしいというような意見が出ているそうです。

松本市としては現状罰則の規定はありません。平成24年12月にモデル区域を設定したときに、モラルに基づく罰則のない決定をして、説明をさせていただいており、条例に変わったときも罰則を定めないものとなっております。

東京23区のうち20区は過料の規定がありますが、実際に過料徴収しているのは3つの区で、残りの自治体は徴収はしていないと伺いました。

指導員について

指導員は、3自治体の全てにおいて導入されておりました。鎌倉市では委託で実施をしていまして、藤沢市では会計年度職員が、各駅に常駐しているそうです。

江戸川区では、シルバー人材に委託をしており、やり方については、新たな方法を検討中ということでした。

「受動喫煙防止」か「ポイ捨て防止」かという理念（論点・視点）に関しては、視察先の3自治体は、ポイ捨て防止、そして街並みなどの環境保全の条例をもとに、禁煙区域の指定から指定喫煙所の設置まで、環境部局が整備を担当しています。

松本市は受動喫煙防止に関する条例をもとに、区域の整備や指定喫煙所を設置しています。

視点の違いにより担当部局が異なると思いますけれども、今回の視察を通して、ポイ捨て防止と受動喫煙防止は切り離してはいけないと考えております。

受動喫煙防止区域の拡大に関しましては、松本市が進めていく体制として、受動喫煙防止とポイ捨て防止、街並みこれら全て合わせて今後の区域拡大後、受動喫煙防止を強化するために必要な体制と感じました。市民以外にも、観光客

が多く訪れる松本市ですが、喫煙者が発生させる煙の受動喫煙、ポイ捨てによる衣類の焼け焦げ、火傷、火災等もありますけれども、これら全てが松本市民への悪影響というふうに感じております。

市としてはこの悪影響を可能な限りなくすべきであり、受動喫煙防止区域の拡大は有効な方法の一つです。ただ、区域を拡大しただけでは解決できないと思っており、この悪影響が松本の良さや魅力を下げってしまう懸念があります。

難しいのは、喫煙そのものは法律違反ではなく、令和4年国民健康・栄養調査では、喫煙率約14.8%と発表されており、喫煙者と非喫煙者が共生していく社会構築が必要です。

喫煙所の設置については、様々なご意見がありますが、指定喫煙所を設置することは、この悪影響から松本市民を守ることです。今回の視察をとおして担当の方々との情報交換により、指定喫煙所の設置は、決して喫煙を推奨するものではなく、悪影響から市民を守ることだと、視察自治体の方と認識を共有しました。

最後ですが、受動喫煙防止対策の強化は、健康づくり課だけでは困難であり、環境部局との連携が必要不可欠と感じました。さらに環境部局だけではなく、観光、交通部局などとも連携をさせていただいて強化していければならないと感じました。

区域拡大と併せまして、区域内の秩序保持目的に罰則の規定と指導員の導入についても検討していければならないと思っております。

健康づくり課では、喫煙者への禁煙支援や、未成年の喫煙をさせないなどの事業を通して、啓発活動をしておりますが、多岐にわたる業務と連携・協力して対策の強化をしていく必要があると思っています。

また区域を拡大すると、区域内で吸えない喫煙者が外に出てしまうというような事象が発生してしまいます。そうすると区域の境界の外側で、悪影響が発生してしまいます。喫煙者を指定喫煙所に集めることができれば、少しでも悪影響が減っていくのかなということを感じております。

会長：協議事項が3点ございます。

1点目が「子育て中の親の喫煙率低下に向けた働きかけ」、2点目が「禁煙へ導くための効果的な方法について」、3点目が「受動喫煙防止のまちづくりの推進（対策、方法）について」です。委員の皆様からご意見をお願いいたします。

委員：今までの私の発言を聞いていただければわかると思いますが、今日の最後の発表には、がっかりしました。

「受動喫煙防止の観点から喫煙所をつくることは決して悪いことではない」という考えは、喫煙者の健康を考える視点に欠けており、残念。せめて路上喫煙防止区域と名称を変えるとかにしてほしいと思います。

喫煙は法律違反ではなく、しかも税金が発生している。そういうところのジレンマがあって、なかなか難しいところがあると思うが、やはり行政の覚悟を示すところからいかなないとズルズルと行くのではないかと思う。

私は医師会の立場ですので、一方的にその立場で話しますが、受動喫煙防止はあるとしても、根本的には喫煙者の健康の事を考えなければいけないと思います。電車や飛行機に乗れば3～4時間、国際便であれば7時間とか喫煙したくても喫煙できない環境が作られているのだから、路上喫煙防止区域に喫煙所がなくても、それで我慢してくださいという姿勢が示せないものかと思います。

喫煙所がないことによりタバコのポイ捨てで松本城が火事になっても困りますが、それと健康問題は別の話です。

委員：今日は視察の貴重なご報告をいただき、感銘を受けたところです。

私の経験ですが、だいぶ昔にたばこ対策に関わったことがあります。喫煙は個人の自由という考えもあり、行政としては最後のスライドに落ち着かざるを得ないのかなとも思います。

視察の報告から、健康づくりというと吸う人吸わない人の権利を考える必要がありますが、たばこの対策は環境部門が対策をしているところが多く、環境の視点から大胆なことができているという印象を受けました。

ポイ捨てや汚れ、火災など、環境に悪いという皆が納得する対策をすることで、健康づくりにもかかわってくるということで、そういう観点を強調していく、奇抜なアイデアを出しているという感想です。

吸いにくい環境をつくるということが、1番の子育て中の喫煙率の低下にもかかわるかもしれないし、自由に吸えない環境で禁煙に導くことができます。

喫煙はカッコいいっていうのは、昔の日本の文化にあったのですが、吸っていると恥ずかしいというような風潮も、禁煙に導く環境ではないかと思っています。

委員：他の委員もおっしゃったように、大変ジレンマがあるテーマだと私自身は感じている。

報告にあったように、視察した市では環境部に部署がおかれており、松本市は健康福祉部であるというスタンスの違いがあると思う。たばこを吸う吸わないは、個人の自由であるが、それが受動喫煙につながるということは何ともしないといけない。であれば、これは健康づくり課というよりは、まちのインフラの一部であろうと思われる対策を講じていかなければ中々前進はしない。

医師・歯科医師はたばこのリスクしか出せない。行政側の視点を変えれば、違った対策もあるのではないかと思う。

委員：松本大学にコンテナ型の喫煙所を作った。それにより、よくなったことは、隠れ喫煙はなくなり、敷地内禁煙であるが、大学から一步外へ出てすぐに公道で吸う人数は激減した。

一方で、やっぱり学生とはいえ、健康問題が課題。喫煙場所は、グラウンドの脇にあり、換気扇で換気しているので、近くで活動していると受動喫煙になるのではないかと思う。

ジレンマの課題であると思うが、喫煙場所を設置することは、あくまでも過程。無くしていける環境づくりは大切。教育の問題であったり、禁煙にかかわる支援策（金銭面）が必要と思う。

禁止エリアでの過料をとっているところは少ないが、あめとむちでの策も必要なのではないか。環境も含め市としての対応は必要。

委員：たばこをやめるということは、大変なことと思う。夫が1日60本吸っていたが、家族が何を言ってもやめなかったが、肺炎になりやめた。その時は、いらいらして大変だった。吸わない世界がくるといいな、と思う。

委員：松本のブランディングという意味でも、たばこにさらされずにいるのは良いと思う。

受動喫煙禁止なのか、路上喫煙禁止なのか分からないが、その中で喫煙所というの、過渡的には必要なのではないかと思う。

喫煙者は、中毒のようになっており、すぐに辞められることではないので、他の方に影響を与えない対策というのは必要。喫煙者には、禁煙に導く対策が必要。いろいろ対策をしているのだと思う。すぐに相談できるような体制がとれるとよいと思う。特保からの相談や、医療に繋がられるように対策が取れるとよいと思う。

子育て中の親に対する対策としては、データに基づく分析から、1歳半の健診での対策は良いと思う。学生へのプレコンの周知と合わせてできる

とよい。小中学生への働きかけも積極的にやっていてよいと思う。たばこを吸わないことがカッコいいというキャンペーンもよいのではと思う。

会長：たばこは、健康管理の本家本元。健康対策、管理の問題点なので、見失うことなく持続的に継続していくことが重要だと思う。下水道管が崩れて道が陥没するような、あるとき大変なことになるようなインフラに近い健康課題であると思う。

松本市の取組みは、健康づくり課が推進しているというのは、他にアピールしてよいことと思う。例えば、循環器学会やがんの学会の委員会の取り組みを医学部医学科の教員を通じて取り入れたり、松本城の禁煙啓発のライトアップなどのイベントを検討してはいかがか。

松本のブランディング、松本ならではの産業界との連携など、健康だけでないところも多面的に広げていければと思う。

「はじめの一本を吸わせない」動画視聴

（動画を見てのご意見）

委員：中学生を対象に喫煙の話をするが、中学生には1つは、喫煙によりかかるお金の話をする。何十年も吸っていると家が建つという話もしたりします。

また、世界の中には世論が喫煙を許していないところもあるという話や、企業によっては、喫煙者を採用しないという方針のところもあることなども伝えるといいのでは。

大学生のアンケートで、喫煙者を彼氏・彼女にしたいかというアンケートをとり、したくないという結果になったものがあった。そういうのを話すと中学生には情報がよく入る。

4 報告事項

事務局説明：P 15 令和7年度取組みについて

（質疑・意見等）

委員：通いの場「いきいき百歳体操の支援」があるが、通いの場の状況というのは、体操だけではない気がするが、いろいろな形の運営をしているのでしょうか。その場に参加した高齢者で気になる方をピックアップする体制があるのはよいが、その他さまざまな通いの場の運営者に対する啓発・研修をするのはいかがか。

事務局：通いの場という中には、週に1回以上運動を定期的に行っているいきいき百歳体操のサークル、福祉ひろばで開催のふれあい健康教室、町会単位のサロンなどを含めている。ハイリスクの方への対策については、頻回ではないがフレイル健診や体力測定を希望調査で実施している。その中で心配な方には、フレイル外来への繋ぎや管理栄養士、歯科衛生士への繋ぎをしている。

支援者への研修については、体力づくりサポーターに対する研修会を実施し、フレイルについて学び、地域のみなさんへの還元をしている。いきいき百歳のサークルの代表者向けの研修を実施して、体操の伝達などを行っている。

来ている方にはアプローチできるが、来られない方へのアプローチが課題。

会長：その他、歯科のフレイル対策なども含め、何かご意見ございますか。

委員：歯科の中には、フレイル予防の活動をしている歯科医もいる。オーラルフレイルに関する歯科医師会としての活動を聞いたところ。歯科医師会には、常勤の歯科衛生士が2名おり、フレイル予防講座を実施している。システム構築中であるが、歯科医師会の全員がオーラルフレイルに精通しているわけではないので、3層（できない、できる、深くできる）にわけて対応をしている。

委員：高齢者が介護になると、本人だけではなく家族も困る。栄養士会では、フレイルの啓発を一般の方に行っている。介護を担うこども世代の方に、知識を伝えたり、買い出しの提案などを行っている。

閉会